



本 殿

水無瀬神宮（みなせじんぐう）

水無瀬神宮は後鳥羽天皇の造営した水無瀬離宮の跡地に境内を構える神社です。客殿と茶室は大正15年（1925）に重要文化財に指定されています。今回、境内に残る歴史的な建物が新たに国の登録有形文化財に登録されました。

【本殿（ほんでん）】江戸前期

本殿は明正天皇の内侍所^{めいしょうてんのう}を移築したものと伝えられています。簡素ながら風格のある意匠を備える社殿です。江戸前期に遡る宮殿建築に由来する建物として、登録基準（二）「造形の規範となっているもの」に該当するものと評価されました。

【拝殿及び幣殿（はいでん・へいでん）】昭和4年（1929）

拝殿および幣殿は官幣大社昇格を期に造営されたもので、昭和4年に建てられました。雄大で落ち着いた雰囲気の入母屋造の拝殿に、独特な意匠の木鼻^{きばな}と伸びやかな曲線の臺股^{かえるまた}を飾り、設計者である内務省技師角南隆^{すなみとかし}の特徴が表れています。登録基準（二）「造形の規範となっているもの」に該当するものと評価されました。

【神庫（しんこ）】大正期

神庫は寄棟造2階建の土蔵です。大正期に建てられたもので、境内景観に寄与するものとして、登録基準（一）「国土の歴史的景観に寄与しているもの」に該当するものと評価されました。



拝 殿

【 手水舎 （ちょうずしゃ） 】 大正期

手水舎は入母屋造の本格的な形式をもつ建物です。大正期に建てられたもので、境内景観に寄与するものとして、登録基準（一）「国土の歴史的景観に寄与しているもの」に該当するものと評価されました。

【 神門及び築地塀（しんもん・ついじべい） 】 江戸前期

神門は参道の突き当たりに構えた門で、門の両脇に築地塀を備えています。本殿と同様江戸前期に遡る、離宮跡地に相応しい格式を示すものとして、登録基準（一）「国土の歴史的景観に寄与しているもの」に該当するものと評価されました。

※用語説明

- ・後鳥羽天皇 平安時代終わり頃から鎌倉時代にかけて在位した天皇
在位期間 寿永2年（1183）～ 建久9年（1198）
- ・内 侍 所 三種の神器の一つである 神鏡を安置する施設。
- ・明 正 天 皇 江戸時代の初め頃に在位した天皇
在位期間 寛永6年（1629）～ 寛永20年（1643）
- ・官 幣 大 社 明治時代に定められた神社の格式制度で、最も高く位置づけられたもの
- ・木 鼻 社寺建築において、柱の上部より外に突き出している特徴的な部材。装飾が施されることが多い。
- ・臺 股 社寺建築において、梁の上などに置かれる部材。上部の加重を支えるため、カエルが足を広げたような形をしていることからその名がついた。